

Title	フランス政治司法の例外裁判所的側面の一考察： 例外状況の理論および裁判の前の平等の観点から
Sub Title	Réflexions sur les aspects de juridiction d'exception de la justice politique française : Du point de vue de la théorie des circonscriptions exceptionnelles et du principe de l'égalité devant la justice
Author	橋爪, 英輔(Hashizume, Eisuke)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2017
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.115, (2017. 12) ,p.1- 37
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20171215-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランス政治司法の例外裁判所的側面の一考察

——例外状況の理論および裁判の前の平等の観点から——

橋 爪 英 輔

一 はじめに

- (一) 日仏における裁判制度の多元性・多様性
- (二) 裁判の多様性のなかの政治司法
- (三) 本稿の目的

二 例外裁判所の創設と例外状況の理論

- (一) フランスの例外裁判所概念
- (二) フランスにおける例外裁判所の創設
 - 1 第五共和制憲法上の法的根拠
 - 2 アルジェリア戦争と第五共和制憲法
 - 3 アルジェリア戦争と例外裁判所の設置
- (三) 例外状況の理論と例外裁判所
 - 1 例外状況の理論
 - 2 関係裁判権と例外状況の理論

- 3 コンセイユ・デタによる司法軍事法院の統制 (Canal 判決)
- 4 国家安全法院と例外状況

三 特別裁判手続と裁判の前の平等

- (一) 平時における特別裁判手続
 - (二) 憲法院による特別裁判手続の統制
 - 1 テロとの闘いおよび国家安全への侵害に関する一九八六年法律
 - 2 一九八六年九月三日の憲法院判決
 - (三) 「裁判の前の平等原則」の憲法的法源
- 四 おわりに

一 はじめに

(一) 日仏における裁判制度の多元性・多様性

裁判所が担う国家作用である司法権は、その内容が「歴史的に可変⁽¹⁾」であると考えられている。現代社会において、当事者間の具体的な権利義務や法律関係に関する争いやそれらに関する裁判は多種多様であり、その紛争の性格に応じた特別な裁判制度や手続を設けることが考えられる。

わが国に目を向けると、例えば、改正前の独占禁止法では、事件の専門技術性の観点から公正取引委員会の審決に検察的役割と第一審裁判所の役割をもたせ、審決に係る抗告訴訟の第一審裁判権が東京高等裁判所に属する規定を設けていた(旧八五条一⁽²⁾号)。また、近年の司法制度改革にて導入された裁判員裁判は特筆すべきものである。「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」二条が定める、死刑又は無期の懲役・禁固にあたる事件(一号)または、法定合議事件のうち故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた事件(二号)である裁判員裁判対象事件(具体的には殺人罪、強盗致死罪、現住建造物等放火罪など)において、国民の中から選任された裁判員が事実認定・法令の適用・刑の量定に関与することになった(同法六条)。なお、裁判員が参加するという点で裁判員制度が裁判所や刑事裁判に関する憲法上の要請(三一条、三二条、三七条一項、七六条、八〇条一項)に適合したものであるが争われたが、最高裁大法廷判決は合憲と結論付けている。⁽³⁾ 最高裁は、憲法八〇条一項が、国民の司法参加を禁じていないという前提のもと、「裁判員裁判対象事件を取り扱う裁判体は、身分保障の下、独立して職権を行使することが保障された裁判官と、公平性、中立性を確保できるよう配慮された手続の下に選任された裁判員とによって構成されるものとされている」

「裁判員制度の仕組みを考慮すれば、公平な「裁判所」における法と証拠に基づく適正な裁判が行われること（憲法三一条、三二条、三七条一項）は制度的に十分保障されている上、裁判官は刑事裁判の基本的な担い手とされているものと認められ、憲法が定める刑事裁判の諸原則を確保する上での支障はないということが出来る」とした上で合憲とした。これらの例のように、憲法上定められた諸原則と調和させつつ、一定の目的で特別な裁判手続を設けることが日本国憲法下でもなされている（傍点強調筆者、以下同）。

他方で、日本国憲法が憲法七六条二項において明確に拒絶しているのは、特別裁判所の設置である。⁽⁴⁾ここに想定されているのは、例えば戦前の軍法会議や皇室裁判所など、通常裁判所の組織系列から独立した裁判機関であり、また同項後段では終審裁判所としての行政機関を禁止している。⁽⁵⁾このように、日本国憲法の下では最高裁判所を頂点とする裁判系統が要請されており、裁判制度の多元性は想定し難いのである。

国外に目を向けると、日本とは対照的に裁判制度の多元性を認めている国が存在する。その一つがフランスである。のちに触れるようにフランス第五共和制憲法三四条は裁判制度の創設を立法者の権限としている。その上、第五共和制憲法中に裁判秩序についての憲法上の規律や制約はほとんど存在せず、六四条一項によって、共和国大統領が司法の独立の保障者としながら、身分保障の大部分についても同条三項によって組織法律に委ねられている。このような憲法規律の不在については、第五共和制憲法以前から存在し、フランスの裁判制度の大きな特徴をなす二元的な裁判体系の一翼を担う行政裁判系統の最上級審たるコンセイユ・デタ（Conseil d'Etat）⁽⁶⁾の設置の根拠法規が第五共和制憲法中に置かれていないことから見る事ができる。司法裁判所系統と行政裁判所系統との裁判体系の二元性を前提としつつ、第一審裁判所として、商事裁判所、労働審判所、社会保障事件裁判所、農事貸借同数裁判所、少年裁判所、海事裁判所、未成年者重罪院、軍事地方裁判所などが置かれており、日本に比して多様な裁判制度が認められている。

法律上認められた裁判機関のみならず、憲法上認められた裁判機関が存在するのもフランスの特徴である。その代表例が、フランスにおいて法律の憲法適合性審査等様々な権限を担う憲法院 (Le Conseil constitutionnel、五六～六三条) である。

以上のように、フランスの裁判制度は、二元的な裁判秩序と、法律に基づいて設置された多様な裁判制度、そして憲法上認められた裁判機関から成り立っている。

(二) 裁判の多様性のなかの政治司法

このようなフランスにおける多元的で多様な裁判制度のなかで、筆者が特に関心をもつのは、伝統的に政治司法 (justice politique) と呼ばれている裁判制度である。その代表例が高等法院という制度であった。高等法院は共和国大統領、閣僚、政府構成員などの政治的指導者の刑事責任についての人的管轄と、国家安全に対する罪という事物管轄についての特権的管轄を有するという特徴をもった裁判機関であり、権限や構成が一定不変ではないが伝統的にフランスの憲法典によって設けられてきた。⁽⁷⁾ 制定当初のフランス第五共和制憲法でも司法高等法院という名でそれらの裁判管轄を担う制度が認められてきた。

しかしながら、政治司法は歴史的にその目的を君主の主観的なレゾン・デタ (raison d'État) や国家利益の保護とするものから、近代において統治制度として位置付けられ、現代ではリベラル・デモクラシーの思想の下で脱政治化や法化の途を辿っている。⁽⁸⁾ 現行のフランス第五共和制憲法では、司法高等法院の管轄が、共和国大統領の罷免手続のために国会が構成する高等法院 (La Haute Cour、六八条⁽⁹⁾)、議員選出裁判官と破毀院裁判官の合議によって政府構成員の刑事責任を追及する共和国法院 (Cour de justice de la république、六八条の一(三))として再構成され、国家安全に対する罪については憲法上の規律から排除された。

(三) 本稿の目的

以上のようなフランスの裁判の多様性における政治司法を、本稿ではその例外裁判所の側面や特別裁判手続に着目することで、そのような裁判制度や特別手続を正当化し、または制約する法理論を観察することを目的とする。とりわけ、本稿で主に扱うのは政治司法のうちの国家安全に対する侵害を管轄する裁判機関やそれに類似したテロ対策としての裁判機関である。というのは、フランス第五共和制において、例外裁判所の創設から普通法裁判所への吸収と特別裁判手続の制定という「政治司法の脱政治化」傾向が、閣僚や政府構成員に対する人的管轄の政治司法よりも国家安全に対する事物管轄としての政治司法において如実に現れているからである。⁽¹⁰⁾ 具体的には、二において、第五共和制における例外裁判所の創設とその統制について、シャルル・ド・ゴール大統領がアルジェリア戦争への対応として創設した一連の例外裁判所を扱い、例外裁判所の正当化理論としての例外状況の理論およびその限界を検討する。そして、三では、ド・ゴール政権の後、国家安全に対する罪の裁判権限を普通法裁判所系統に從属させながら、法律によって普通法の適用除外というべき特別裁判手続を設けることに対して、どのような憲法的統制が可能であるか、特に「裁判の前の平等原則」の問題を取り扱う。

二 例外裁判所の創設と例外状況の理論

(一) フランスの例外裁判所概念

フランスにおける「*juridiction d'exception*」について、日本で出版されているフランス法律用語の辞典を参照する

と、「例外裁判機関」や「例外裁判所」と訳されており、「法の明文の規定によって管轄が特定された事件のみについて審理しうる裁判機関⁽¹⁾」という定義が付されている。その同義語は「*juridiction spécialisée*」であり、対義語は「*juridiction de droit commun*」(普通法裁判所)である。この例外裁判所の例に挙げられているのは、小審裁判所、商事裁判所、労働裁判所である。

次に、滝沢正⁽²⁾は、特別裁判所を日本国憲法七六条二項に引きつけつつ、それを司法裁判所にも行政裁判所にも属せず、憲法典がその設置を認めている裁判所を指すものとして用いている。他方で例外裁判所という表現は司法裁判所と行政裁判所の系統に属しつつ、管轄事項により分岐し、法令により特別に認められた管轄権を有する裁判所に用いている。フランスの二つの裁判系統は、【第一審裁判所→控訴院→破毀院】という司法裁判所系統と【行政地方裁判所→行政控訴院→コンセイユ・デタ(國務院)】という行政裁判所系統がある。司法裁判所系統の第一審裁判所に、民事上の例外裁判所、すなわち、商事裁判所、労働審判所、社会保障事件裁判所、農事賃貸借同数裁判所と、刑事上の例外裁判所、すなわち、少年裁判所、海事裁判所、未成年者重罪院、軍事地方裁判所等が含まれている。行政裁判所における例外裁判所は会計院がその例であるが、上告審であるコンセイユ・デタもデクレ取消訴訟の第一審として機能することから例外裁判所としての性質をもつ⁽³⁾。これらの裁判所は、特命裁判所(*juridiction d'attribution*)や専門裁判所(*juridiction spécialisée*)とも呼ばれており、これらの例外裁判所は終局的には各系統の裁判所の統制に服することになる。例外裁判所以外の部分は一般的な管轄権を有する通常裁判所(*juridiction ordinaire*)や普通法裁判所(*juridiction de droit commun*)と呼称している。さらに滝沢は、「特別裁判所」を「司法裁判所にも行政裁判所にも属しない特別な裁判所」という定義で用いており、憲法上の裁判機関として、憲法院、高等法院、共和国法院があり、默示的な裁判機関として権限裁判所を指摘する。

邦語文献では以上のような定義付けがなされているが、フランス語文献では必ずしもそのような分類をしているわ

けではなく、例えば、ヴァネッサ・コダシオニは、「例外裁判は様々な形態を持つけれども、フランスでは例外裁判は原則として、『公共の敵 *ennemis publics*』の鎮圧に特化した二つのカテゴリの裁判機関に具体化される⁽¹⁴⁾」として、そのカテゴリを①公権力行使等公務員を対象とするもの（例…一九五八年憲法の司法高等法院）や、②危機的状況にて特定の政治的刑事的な標的を剔出するために政府によつて設置される一時的な例外裁判所（例…司法軍事法院）としている。②の例外裁判所は、ドイツを比較対象として河原峻一郎が指摘した例外裁判所に合致するものである⁽¹⁵⁾。したがって、フランスの裁判制度における例外裁判所は、広義として通常裁判所や普通法裁判所以外の裁判所であり、それに狭義の例外裁判所、すなわち、個々の特定の事件又はその多数を裁判する目的で設置される裁判所と、専門裁判所が含まれるという整理が可能と思われる。

(二) フランスにおける例外裁判所の創設

1 第五共和制憲法上の法的根拠

フランス第五共和制憲法は裁判制度を創設する手段が複数存在しており、はじめにそれらの憲法上の制度を概観する。

第一に、既に述べたように、憲法三四条が定める法律事項の一つに、「重罪および軽罪の決定、ならびにそれらに適用される刑罰。刑事訴訟手続。大赦、新たな裁判制度の創設および司法官の身分」があり、立法者の権限で法律により裁判制度を定める方法が存在する。なお、三四条所定の法律事項以外は命令事項となるが、法律事項とされている事項であっても、一定期間に限りオルドナンスで規律できる（三八条一項）。但し、同条二項による国会の追認がない限り失効する。

第二に、レファレンダム法律による方法である。現行規定では「公権力の組織に関する法律案、国の経済・社会、

または環境政策およびそれにかかわる公役務をめぐる諸改革に関する法律案、あるいは憲法には違反しないが諸制度の運営に影響を及ぼすであろう条約の批准の承認を目的とする法律案⁽¹⁶⁾」について、共和国大統領は「会期中の政府の提案または両議院の共同の提案に基づき」、レファレンダムにかけることができる（二一条一項）。また、二〇〇八年改正により、選挙人の一〇分の一の支持を得て国会議員の五分の一の発案が可能となった（同三条）。したがって、このレファレンダム法律によって裁判制度を設ける方法が考えられるのである。

第三に、共和国大統領に認められた非常事態権限（*pouvoirs exceptionnels*）に基づく方法である。憲法一六条は、「共和国の制度、国の独立、領土の一体性あるいは国際協約の履行が重大かつ直接に脅かされ、かつ、憲法上の公権力の適正な運営が中断されるときは、共和国大統領は、首相、両院議長、ならびに憲法院に公式に諮問したのちに、状況により必要な措置をとる」と、共和国大統領に非常事態権限を与えている。その「状況により必要な措置」としての裁判所の創設が考えられる。これと、区別すべきものに戒厳（*état de siège*）⁽¹⁷⁾の制度がある。憲法三六条は、「戒厳は閣議により発令される」（一項）、「一二日を超える戒厳の延長は、国会によらなければ認められない」（二項）とあるように、戒厳の発令は政府の権限の属するものであり、戒厳の具体的規定は、国防法典（*Code de la défense*）の第二部国防法制、第一編例外的適用に関する制度、第一章戒厳（L. 2121-1～2121-8）⁽¹⁸⁾が該当する。そのうち、L. 2121-3が軍事裁判権に関する規定であり、「国外の戦争から生じる切迫した危機の場合に戒厳を下した領域における」管轄権を定めている。この憲法一六条の起源について、フランス・アモン、ミッシェル・トロペールの概説書によれば、一九四〇年のドイツ侵攻を受けた当時のアルベール・ルブラン大統領、ポール・レノー首相の政権が、一時は閣僚や議員を連れてロンドンまたはアルジェリアに後退しながら抗戦を継続しようとしたが、第三共和制憲法が必要な権限を大統領に与えていないという理由で断念し、他方で後の第五共和制初代大統領であるシャルル・ド・ゴールがロンドンで自由フランス政府を樹立しながらも、外国政府やフランス人世論によってその正統性を認めるこ

とが困難であった。そうした考えが一六条を導いているという。⁽¹⁹⁾

以上の憲法上の手段のうち、第二のレファレンダム法律による方法、第三の非常事態権限による方法は共和国大統領のイニシアティブを認めている点から、以下でみるように、アルジェリア戦争の対応のために第五共和制憲法下で創設された狭義の例外裁判所を創設する根拠となったのである。

2 アルジェリア戦争と第五共和制憲法

第五共和制憲法の軌跡はアルジェリア戦争なしに語り得ない。アルジェリア戦争は大きく分けて二つの時期に分けることができる。第一の時期は、第二次世界大戦を含む一九三四～五四年にかけてアルジェリアのナシヨナリストの一部によるフランスの植民地主義に対する一連の反乱である。ここでは、主に一九五四年四月に「統一と行動のための革命委員会（CRUA）」の宣伝により組織された民族解放戦線（FLN）とその軍事部門としてのアルジェリア国民解放軍（ALN）への対応が問題となった。一九五五年の緊急事態法の制定による弾圧政策、フランス社会党と急進社会党の共和戦線による宥和政策と二転三転しており、政権はアルジェリアの平和を求める共産党系と、あくまでアルジェリアをフランス領として維持しようとする「フランスのアルジェリア」のスローガンを堅持した支持者（軍部）との板挟みの状態であった。その後、アルジェリアでの虐殺事件等により、「フランスのアルジェリア」原則に反対する世論が強くなったことで、一九五八年五月八日に成立したピエール・フリムラン内閣はFLNとの停戦交渉を目指したが、これに反発した駐留軍のマシュー將軍が非合法の「公安委員会」を設置し、二つの勢力の対立が先鋭化した。その仲裁者としてシャルル・ド・ゴール將軍が登場して首相に就任し、同年九月二八日にフランスの新憲法に対する国民投票が行われ、第五共和制が成立した。以上の第一の時期は第五共和制憲法の誕生という観点から重要な点である。

本稿の例外裁判所という問題から重要なのはむしろアルジェリア戦争の第二の時期、すなわち、ド・ゴールのアルジェリア政策と秘密武装組織 (l'Organisation armée secrète, OAS) への対応である。当初曖昧であったド・ゴールのアルジェリアに対する態度が、第四共和制の政府による政策と同様に対応する段階から、「自己決定原則」を掲げてアルジェリアに「フランスのアルジェリア」の維持、離脱、提携のいずれかを決定させるという態度を表明した段階、さらにはアルジェリア独立を公式に表明し国民投票を実施した段階へと推移していった。他方で、先に言及した「フランスのアルジェリア」の支持者である軍人や民間人がアルジェリア独立を阻止するため、一九六一年二月にマドリッドにおいてOASを設立し、四月二日から二二日にかけてアルジェを占領し、ガンビエ総司令官とジャン・モラン全権委任代表、ロベール・ブロン大臣を捕らえる軍事クーデターを起こした(アルジェ一揆)。そこで、ド・ゴールは憲法一六条の非常事態における権限行使に訴えることによって、過激化するOASへの対応を行ったのである。このように、第一の段階で生じたFLNへの対応をめぐって対立した「フランスのアルジェリア」支持者への措置が問題となり、そこで本稿の検討する例外裁判所が活用されることになったのである。

3 アルジェリア戦争と例外裁判所の設置

(1) 軍事高等裁判所と軍事裁判所

ド・ゴールが行った対アルジェリア戦争の措置のなかに、一連の例外裁判所の設立がある。「アルジェ一揆」の対応のために一六条の非常事態権限を獲得したド・ゴールは、まず、「必要な措置」として次の二つの例外裁判所を設置した。一つは一九六一年四月二七日決定²¹⁾により設置された軍事高等裁判所 (le Haut Tribunal militaire) であり、もう一つは一九六一年五月三日決定²²⁾により設置された軍事裁判所 (le Tribunal militaire) である。前者の軍事高等裁判所の構成員は、破毀院議長または裁判官一名、レジオンドヌール勲章局総裁、リベラシオン勲章局総裁、コンセイユ・デ

タ評定官一名、控訴院長またはパリ控訴院裁判長から二名、将官三名であり（四月二七日決定二条）、職業裁判官が含まれている。また、判決に対する上訴は認められていない（同八条）。後者の軍事裁判所も職業裁判官が含まれ、破毀院裁判官を長官とし、デクレにより定めた部（chambre）に分割し、各部は破毀院裁判官か控訴院裁判長が裁判長として、行政または司法裁判官一名と三名の将官または佐官で構成される（五月三日決定二条）。判決の不服申立ては刑事訴訟法の要件で認められるが、上訴は軍事裁判所の他の部にて行われることになっている（同二二条）。この軍事裁判所は、一五世紀から創設されてきた軍事裁判所（軍法会議）と区別して、特別軍事裁判所とも呼ばれている。両者の管轄権の違いは、被告人の軍における序列や、アルジェ一揆における責任に応じたものであり、その結果、将校に相当する地位の者は軍事高等裁判所において、それ以外の者が特別軍事裁判所において裁判されることになった。しかしながら、この軍事高等裁判所はド・ゴールが期待していない判決をもたらした。軍事高等裁判所は各将校には嚴罰を、エドモン・ジュオー大将には死刑を宣告したが、ラウル・サラン將軍については、軽減情状を認めて終身禁固刑を科したのである。このサランへの判決によって、軍事高等裁判所が「裁判官は政府により指名されているとはいえ、常に評決時の自律性を守っており、裁判官たちは、中央政府によって過剰に提起された政治訴追の場合に、多くの場合は増大する訴追への抑制装置となっていた」⁽²³⁾。裁判所がド・ゴールから自律した裁判を行うことはOASの処刑というド・ゴールの期待を裏切るものであり、かような裁判所の廃止に至った。

(2) 司法軍事法院の設立

OASのテロが過激化していくなかで、一九六一年一月一日に実施された国民投票⁽²⁴⁾に後押しされたド・ゴールはFLNとの交渉の再開を決定し、同年五月二〇日からエヴィアンにて交渉が開始された。交渉は難航したが一九六二年三月一八日に停戦協定（エヴィアン協定）を締結した。協定に付随して表明された一九六二年三月一九日のアルジェリアに関する政府の諸宣言では、停戦前の政治的事件とその関連する行為への恩赦や、自決前に表明されたすべ

ての意見に対する免責を保障した。⁽²⁵⁾ 四月八日、停戦協定の締結後、フランス本国においてエヴィアン協定を実施するために国民投票が行われ、九〇%超の「Oui」で可決された。この国民投票を受け、一九六二年四月一三日法律⁽²⁶⁾が成立し、「アルジェリア人民の自決の結果成立しうる新たな政治機関の設立までの間、共和国大統領は、オルドナンス、場合に依じて、閣議デクレの形式で、一九六二年三月一九日の政府の諸宣言の実施に関するあらゆる立法的・命令的手段を決定することができる」(二条)として、ド・ゴール大統領への授権が認められた。この授権を根拠にして司法軍事法院を設立する一九六二年六月一日のオルドナンス⁽²⁷⁾が制定された。

司法軍事法院の特徴は以下の通りである。構成は中央政府から指名される裁判長である将軍 (officier general) と、四名の士官 (officiers) または下士官 (sous-officiers) と、軍人から構成される (オルドナンス二条)。司法軍事法院の判決や裁判長、検察官の決定に対するいかなる不服申立ても認められない (同一〇条)。司法軍事法院は軍事高等裁判所の判決により裁判された犯罪行為に関するすべての手続について、必要がある場合には、当然に管轄権が認められる (一二条)。このような規定の仕方から、ド・ゴールは思惑通りに機能しなかった軍事高等裁判所の代用、そして、より厳格にOASを抑圧する手段としての司法軍事法院が誕生したのであった。

ところが、後述するようにド・ゴールの期待はコンセイユ・データにより打ち砕かれることになる。アンドレ・カナルの裁判の際に、司法軍事法院を設立する一九六二年六月一日のオルドナンスについての越権訴訟を提起し、コンセイユ・データはこれを受理してオルドナンスの無効判決を下した (Cana判決)。この判決は当然ド・ゴールの怒りを買ったことになったが、判決の九日後に共和国大統領の普通投票による選挙に関するレファレンダムにより直接選挙が導入されたことによって、逆にコンセイユ・データが、その構成や権限について政府による再検討を受けるという事態を生じさせることになった。⁽²⁸⁾ そして、ド・ゴールや政府の対応として、アンドレ・カナルの恩赦、コンセイユ・データ改組 (一九六三年)、政治犯罪を扱う新しい裁判所の創設を行うことが閣議決定された。これが後述する国家安全法院で

ある。

(三) 例外状況の理論と例外裁判所

1 例外状況の理論

ところで、国家の例外的な措置をフランス法はどのように正当化してきたか。憲法規定以外に理論的に正当性を付与するものとして「例外状況の理論（非常事態の理論）」(la théorie des circonstances exceptionnelles)⁽²⁹⁾が存在し、コンセイユ・デタの判例では、一九六八年六月二八日のエイリアス判決 (arrêt Heyrieux)⁽²⁹⁾ がリーディング・ケースとなっている。⁽³⁰⁾「例外状況の理論」とは、「公権力とくに行政権が、例外状況において、公の秩序と公役務の運営とを確保するため必要なかぎり、通常の場合には違法となるような措置をとることに法的正当性をみとめる（中略）一種の緊急権理論⁽³¹⁾」と観念されている。この理論の帰結の一つとして、この理論で正当化された措置に対する抗告訴訟の棄却⁽³¹⁾（absous）⁽³²⁾を導く。リュシアン・ニザールによれば、「例外状況」に該当するのは戦争のみならず、暴動または重大な国家危機を含まれるが、これは例外状況の理論の学説が「例外状況と戦争状態 (l'état de guerre) と同一視する傾向」から「そのような同一視を批判し、例外状況について、国家規模で現れる危機とみなすことで、より広い概念を採用する」ように発展したからであるという。⁽³⁴⁾

ニザールによれば、例外状況は次の三つの要素から成立する。①異常であり常軌を逸した状況、または、一つ若しくは複数の重大でかつ不慮の事変からなる諸状況、②通常の合法的な諸規範に従った行動が不可能である、または、著しく困難であること、③相当に著しく危険にさらされた利益を保護するために即時に行動することの必要性の要素である。⁽³⁵⁾なお、例外状況は非常事態権限のように（実定）法の枠内における例外状況も含まれることから、⁽³⁶⁾例外法としての非常事態権限を支える理論として位置付けられよう。

2 閣僚裁判権と例外状況の理論

「例外状況の理論」は政治司法の人的管轄の側面である閣僚裁判権である第三共和制の高等法院を支える理論としてあらわれたことがある。訴追機関たる国会の下院による閣僚の訴追を受けて上院が裁判機関として構成される第三共和制の高等法院の権限が問題となったマルヴィ事件⁽³⁷⁾では、高等法院の裁判において罪刑法定主義が適用されるかどうかで法学者の間で論争が生じた。第三共和制期の著名な公法学者レオン・デュギを代表に罪刑法定主義の適用を主張する《一般法テーゼ》と、刑法学者ジャン・アンドレ・ルーを代表に、罪刑法定主義の適用を否定し、高等法院の権限の至高性から、いわば立法作用と裁判作用を同時に行いうる、自由裁量的な作用としてマルヴィ事件を支持し、公法領域に罪刑法定主義は及ばないとする考えをあらわした《憲法テーゼ》の対立が注目されてきた。⁽³⁸⁾しかし、オリヴィエ・ボーが「マルヴィ事件を例外状況の理論に訴えて正当化した異端な学説」⁽³⁹⁾と評したのが第三共和制期の著名な公法学者であるモリス・オーリウであった。オーリウはマルヴィ事件を次のように説明する(傍線引用者、以下同)。

確かに憲法や権利宣言、すなわち第八条「何人も犯行よりも前に制定され公布され、かつ適法に適用された法律によらずして処罰されない」のような他の条文の議論を差し挟むことも可能である。このような反論は無視できないが、反駁できないわけではない。ここで問題となっているのは憲法的保障である。戒厳の制度が示すように、混乱や危機の段階で、予め刑罰を制定するという憲法的保障は容易に留保される。高等法院の制度を戒厳の制度は同一視でき、それは国家が正当な防衛 (légitime défense) という機会にあるという危機的な段階にあるためである。したがって、予め刑罰を制定するという憲法的な保障が留保されることは驚くべきことではない。マルヴィ事件はフランスの軍事状況がほとんど絶望的であったにもかかわらず、重大な敗北主義を行ったことから生じたのであった。そのような者に対する有罪判決を獲得することは重要であり、誰もが政治的状况から考えて、刑罰の理由となった裏工作行為は正当に有罪判決の条件をなすものである。

このように、マルヴィ事件は戦時（かつ、状況的には絶望的）という危機的状況において罪刑法定主義の適用を除外し、マルヴィに有罪判決を宣告する必要性を説くことで、オーリウは一種の「例外状況の理論」に依拠して説明を試みた学者であった。

3 コンセイユ・デタによる司法軍事法院の統制（Canal判決）

前述した第五共和制下の司法軍事法院もまた、刑事裁判において保障される、被告人の上訴の利益や二重起訴・一事不再理の禁止等の保障を奪う特別な手続によるものであった。このような普通法を逸脱する手続は正当化しうるかが争われたのが一九六二年一月一九日コンセイユ・デタ判決（Canal判決）⁽⁴⁰⁾である。この事件は、OASの構成員であったアンドレ・カナルが司法軍事法院に訴追されたが、カナル側がコンセイユ・デタに対して司法軍事法院設立のオルドナンスの無効を求めて越権訴訟を提起したというものである。

この事件で争われた論点は次の三つに要約される。⁽⁴¹⁾（α）特別裁判権を創設するオルドナンスは行政行為であるか、または、国家元首に与えられた立法権限の一部をなすものとして考えられるか、（β）例外状況は執行権の例外裁判所を創設する権限を正当化しうるか、（γ）例外裁判所は、その創設の状況やとりわけ政府が追求する目的に照らして、普通法裁判所を規律する法規を侵すことができるか、である。

まず、（α）特別裁判権を創設するオルドナンスが行政行為に該当するかという点に関しては、越権訴訟の訴訟要件との関係で問題となる。この点、コンセイユ・デタは次の通り判示する。

レファレンダムの手段によりフランス国民によって採択された一九六二年四月一三日の法律二条は共和国大統領に「オルドナンスまたは、場合によっては閣議デクレにより、一九六二年三月一九日の政府宣言の適用に関するあらゆる立法又は法的措置を

決定すること」を承認している。この条文によって、二条は共和国大統領が立法権自体を行使する権限を与えることを目的としているのではなく、例外的に、それに明示された枠と限界の中で、通常は法律事項に含まれる手段をとる法的権限をオールドナンスによって用いることを認めているのである。その結果、訴えの対象となっている一九六二年六月一日のオールドナンスは一九六二年四月一三日の法律二条の適用を受けたものであつて行政行為としての性格を保持するものであり、そのものとして、越権訴訟による訴えの途によりコンセイユ・デタに付託されうる。

このようにコンセイユ・デタの立場としては、通常は法律事項として予め法律の規律を必要とする措置を、一九六二年法律は大統領にオールドナンスの形式で行うことを承認しただけであり、それ自体行政行為として越権訴訟の対象とするというものであった。

次に、(β) 例外状況は執行権の例外裁判所を創設する権限を正当化しうるかという点、および、(γ) 例外裁判所は普通法裁判所を規律する法規を侵すことができるかという点については、次のように判示する。

一九六二年四月一三日法律二条がアルジェリアに関する一九六二年三月一九日の政府宣言に関連したあらゆる立法措置をとるために極めて広汎な権限を共和国大統領に与え、そのような手段がとりわけ、アルジェリア情勢に関連して行われた軽罪や関連した犯罪の行為者を裁判するための特別裁判所を設立することを含むとしても、上述の立法規定の目的と同一の文言の結果として、その当時の状況を考慮して、一九六二年三月一九日の政府宣言の適用を保障するために不可欠である場合でなければ、その特別裁判所の構成や職務による、防御権の重要な権利や保障への合法的な侵害が認められない。

審理の結果として、訴えの対象となつているオールドナンスが、特にオールドナンスに規定された手続やあらゆる不服申立て手段を排除していることに関して、刑事法の一般的諸原理に対する侵害の重要性や重大性を斟酌すると、このような例外裁判権の創設は、一九六二年三月一九日の政府宣言の適用において必要とされているという結論は導かれない。したがって、当該一九六二

年四月一三日法律二条によって認められた授權の限界を超えるオルドナンスは違法性の瑕疵をもつものであるという申立人の主張は理由がある。よって、当該オルドナンスの無効を宣言する理由がある。

コンセイユ・デタは、非常事態権限の必要な措置として(β) 例外裁判所の創設自体は許容されるが、(γ) その例外裁判所の制度における防御権制約の正当化を、「一九六二年三月一九日の政府宣言の適用を保障するために不可欠である場合」に限定したのである。以上の理由から、コンセイユ・デタは授權法律を逸脱する瑕疵をオルドナンスに認めて無効としたのである。

以上のように、Canal判決は、例外状況といえども重要な防御権や権利を侵害することが必要性の観点から限界があることを示し、例外状況の理論を厳格に適用することによって、行政行為の正当化機能を限定することを試みたものとして評価することが可能と思われる。ただし、あくまでもコンセイユ・デタによって形成された法理であり、憲法上裏付けられているものでないことに注意すべきであろう。

4 国家安全法院と例外状況

最後に、国家安全法院(Cour de sûreté de l'États)に言及する。ド・ゴールは司法軍事法院がコンセイユ・デタにより無効とされた後、これまでの一連の臨時的な例外裁判所を設立する方針をあらため、常設裁判所による国家安全の侵害者への刑罰を実現しようと試みた。その常設裁判所が国家安全法院であり、一九六三年一月一五日に成立した二つの法律——一つは「国家安全に対する重罪および軽罪の処罰のために刑事訴訟法典を改正し補足する法律」⁽¹²⁾であり、もう一つは国家安全法院の構成や手続を定める法律⁽¹³⁾である——で設立された。

国家安全法院の特徴を概略すると以下の通りである。まず構成について。国家安全法院は常設判決部と常設予審監

督部に分かれており(一条二項)、判決部は五人の判事——特別級の司法裁判官が主宰し、第一級または特別級の司法裁判官二名と将官または佐官二名を残りの判事——で構成され(一条三項)、予審監督部は部長評定官と二名の評定官で構成される(一条五項)。国家安全法院の異常さは、「民間人が、平時において一部軍人から構成される裁判所によつて裁判される」点にある。⁴⁵⁾なお、国家安全法院院長と常設判決部・予審監督部の構成員は再任可能な二年間の任期で任命される。任命は司法官職高等評議会の意見の後、閣議デクレにより行われる(二条)。次に国家安全法院における特別手続について。明文の規定がない限り普通法が適用されるが、特別な規定の例として、予審後に事件を判決部に送致するのは「起訴手続デクレ (décret de mise en accusation)」⁴⁶⁾が必要であり(二七条二項)、起訴決定が政府の裁量に委ねられている。さらに、予審監督部の決定についてはいかなる上訴も認められていないが、判決部の判決については、刑事訴訟法五六七―六〇七条の手続に従い、破毀申立または再審請求が可能である。この場合は、国家安全法院は別の構成員による判決部に移送される(四六条)。

このような特徴をもつ国家安全法院を例外状況の理論によつて正当化することが可能であるかという問題があるが、それには否定的である。国家安全法院の設立が議論された一九六二年の末までには、ほとんどのOASの活動家が投獄状態であるか、判決待ちの状態であつたため、OASの政治的危険性の程度はこれまでの執行権の措置によつて低下して⁴⁷⁾いた。このような状況で、これまでの一連の例外裁判所を正当化してきた例外状況が失われつつあり、その点が法案審議の際に議論された。

法案審議においてジャン・フォワイエ法務大臣は「近代では多面的で、極めて細分化されており、その目的を達するための最悪の手段の利用もためらわない国家転覆に対する国家安全の必要性」⁴⁸⁾と主張した。この政府の発言から「刑罰の観点からは十分に有効な特例措置が最終的には法令違反となることを回避するため、特例措置の適法性を確立することが政府にとっては重要であり、その手段として言葉こそ出さなかったが、レゾン・ダタ、言い換えれば、

国家の維持を他のあらゆる法的・政治的・倫理的・道義的な動機に優位させることに訴えたのである⁽⁴⁹⁾」とコダシオニは指摘する。また、政府は憲法四五条二項（改正前⁽⁵⁰⁾）により緊急時に合同委員会による法案提出を促進する手続を利用した。しかし、この点につきコダシオニは「後者（『四五条による法案促進』）は迅速な行動を起こして特例措置に時間的限定を設ける政治的意思から由来するのに対して、一九六三年一月法律の条文は、裁判の通常の職務を規定する規範の適用を除外する点で例外性をもつ新たな裁判所の設立をめざしているが、時間的に限定もせず、状況やその重大性の縛りが無いのである」として、四五条の緊急性は政府の主観にすぎず、客観的な状況において、一九六三年法律を支える緊急性が認められないと指摘している⁽⁵¹⁾。

以上のように、国家安全法院はこれまでの対アルジェリア政策として設立された一連の例外裁判所のように例外状況における特定の事件の処理を目的とするものではない常設性をもつものであるため、例外状況の理論による正当化を行うことができないものであった。したがって、レゾン・ダタによる正当化は、法的な正当化に及ばず、極めて疑わしい政治的な正当化でしかなかった。

なお、コダシオニは、国家安全法院を常設例外裁判所として観念する（前述した広義の例外裁判所ともいえる）が、常設例外裁判所はフランスの歴史上二種類認められており、一つは一五世紀に起源をもつ軍法会議であり、軍規違反についての裁判である（戦時には国家安全に対する罪の管轄権をもったこともある）。もう一つは、一七九一年以来の国家反逆罪の管轄権をもつ高等法院であったという。もともと、コダシオニによれば、これらの常設例外裁判所が「共同体の『防衛（*défense*）』の責任を負う個人や集団の犯罪がまさにその共同体を害するという個人または集団（前者は軍隊、後者は共和国大統領および政府構成員）を裁判することを表向きに狙いとしている」裁判所であるのに対し、国家安全法院は「国家の標的としてみなされた個人または集団を罰することを目的としている」点で異質であり、「このような裁判所は一度も設置されたことはなかった」と指摘する⁽⁵²⁾。結局、この国家安全法院は、その設立の際に反対していた

フランソワ・ミッテランが大統領に就任した後の一九八一年に廃止された。

三 特別裁判手続と裁判の前の平等

(一) 平時における特別裁判手続

常設例外裁判所としての国家安全法院は例外状況や有事においてではなく平時において機能するものである。もともと、司法軍事法院がレフアレンダム法律によって付与された大統領の権限の行使として誕生し、その創設を行政行為と評価することでコンセイユ・データでの越権訴訟の途をひらいたのと異なり、国家安全法院は一九六三年法律によって創設されたものであった。より正確に言えば、一九六三年法律によって刑事訴訟法典を改正することで設けられた裁判制度であった。周知の通り、フランスの憲法院は、一九七一年七月一日の結社の自由判決⁽⁵³⁾によって人権保障機関へと変容し、さらには一九七四年の憲法改正により六〇名の国民議会議員または元老院議員に提訴権を認めた。しかし、国家安全法院が創設された一九六三年の時点では、通常法律 (lois ordinaires) の審署前の審査について定めた憲法六一条二項によって憲法院への付託が認められているのが共和国大統領、首相、国民議会議長、元老院議長に限られていた。また、一九六三年法律は同条一項によって審署前の必要審査の対象となる組織法律 (lois organiques) ではない。そのため、国家安全法院は憲法院の審査を受けることなく、ミッテラン大統領の政治的な決断によって廃止となったのである。

しかしながら、「国家安全法院の廃止は内敵に対する政治的・司法的な闘いの脱例外化 (dés-exceptionnalisation) を導いたわけではない」⁽⁵⁶⁾。実際には、「軍事領域および国家安全に対する犯罪の予審・裁判に関し、刑事訴訟法典および

軍事裁判法典を改正する一九八二年七月二一日法律⁽⁴⁶⁾によって、「平時に、軍事常設裁判所および軍事常設高等裁判所は廃止される。これらの裁判所の管轄である犯罪は刑事訴訟法典の規定および本法律の規定に従って、普通法裁判所の管轄となる」(一条一項)と定めながらも、刑事訴訟法典の改正により軍事領域および国家安全に対する犯罪の章を設けるとともに、その管轄とされた普通法上の裁判所である重罪院のなかで、陪審(jury)を伴わない特別重罪院(Cour d'assises spéciale)が規定されている(刑事訴訟法典六九八条の六)。他方で、有事の際の軍事裁判所は維持されている(一九八二年法律一条二項⁽⁴⁷⁾)。このように、国家安全法院廃止後は普通法裁判所の手続の中に平時の国家安全に対する罪の裁判管轄を置きつつ、特別な手続規定を置くようにシフトしていった。

(二) 憲法院による特別裁判手続の統制

1 テロとの闘いおよび国家安全への侵害に関する一九八六年法律⁽⁴⁸⁾

もつとも、普通法裁判所の系統に管轄を帰属させつつ法律により特別手続を設けることに対しては、「裁判の前の平等原則」の観点からその憲法適合性が問題とされることがある。前述した通り、国家安全法院の創設段階では憲法院の審査が活性化されていなかったが、一九八〇年代は既に憲法改正によって国民議会議員六〇名・元老院議員六〇名による憲法院の付託が認められており、憲法違反を主張する反対派からの付託が可能になっていた。

このような憲法適合性が問題となったのは、後の「テロとの闘いおよび国家安全への侵害に関する一九八六年九月九日の法律」(以下、一九八六年法律)である。本法律は、刑法典で規定されている重罪および軽罪が、「威嚇または恐怖によって公安に重大な混乱を与える目的をもつ個人的または集団的計画が関係する場合に」(同法一条)、その刑事裁判手続に特別な規定を定めたものである。同法は憲法六一条二項の規定に従い、審判前に六〇名の元老院議員によって憲法院に付託され、そのうち四条が憲法違反で無効となった⁽⁴⁹⁾。元老院議員の付託理由では、同法一条・四条・

五条・六条が罪刑法定主義、裁判の前の平等原則、個人的自由の原則に違反すると主張されている。本稿では、これらのうち裁判の前の平等原則についての言及部分を扱う。

2 一九八六年九月三日の憲法院判決

(1) 法律一条の憲法適合性

一九八六年法律一条の結果、刑事訴訟法典に七〇六条の一六から七〇六条の二五が追加され、七〇六条の一六は「威嚇または恐怖によつて公安に重大な混乱を与える目的をもつ個人的または集団的計画が関係する場合に」本法律の定める手続の対象となる犯罪行為について(旧)刑法典の条文を列挙している。そして、七〇六条の一七から七〇六条の二二はその裁判管轄について、また、七〇六条の二三から七〇六条の二五は裁判所における手続について規定している。一九八六年法律一条で問題となったのは、本法律の制定により挿入されることになる刑事訴訟法典七〇六条の二五が「主たる被告人の裁判について、重罪院は六九八条の六の規定の通りに構成される」と定めている点である[Con.7]。六九八条の六一項では、裁判長一名と六名の陪審判事(*assesseurs*)によつて構成されることを定めており、その結果として、その重罪院は陪審員(*jurés*)を含まないことになる。さらに、同条二項では、判決が被告人に不利となる場合の強化された多数決(*majorité renforcée*)を要求する三五九条および三六〇条の規定を除外しているのがある[Con.8]。この規定について憲法院は次のように判示する。

提訴者たちは何よりもまず新七〇六条の一六が対象とする犯罪行為の数および多様性が、陪審員を含まない重罪院によつて下されるこれらの犯罪行為の判決が、重罪領域での陪審員の参加原則の単なる例外とみることができないと主張する。[con.9]

新七〇六条の一六に列挙された重罪行為は、重罪行為が威嚇または恐怖によつて公安に重大な混乱を与える目的をもつ個人的

または集団的計画が関係することが明らかになった場合に限り、六九八条の六の文言に従って構成された重罪院の裁判を受ける。このように、新七〇六条の一六の条文だけに固執すれば、陪審員の参加原則にもたらされる例外は限定的な性格をもつ。提訴者たちによって引き合いに出された議論はしたがって事実を欠いている。[con.10]

その上、提訴者たちは、立法者の意図自体に、テロ活動に固有な犯罪を法定する意図が存在しないと主張する。訴追は刑法典または特別法で既に定義され処罰されている犯罪行為のみに関係する。それゆえ、犯罪行為が「威嚇または恐怖によって公安に重大な混乱を与える目的をもつ個人的または集団的計画が関係する」ことが主張されているか否かに応じて異なる裁判所によって裁判されることを、裁判の前の平等の観点から全く正当化することができないという。その流動的な多様性を問わず、同じ構成要素によって定義される犯罪行為は同じ裁判官・同じ規範によって裁判されなければならないという。[con.11]

適用される事実、事情、個人に応じて異なる手続法を定めることは、その差異が不当な差別から生じるものでなく、裁判を受ける者に平等な保障、特に、防御権の法理の遵守について、を確保しさえすれば、憲法三四条によって刑事手続の法規範を定める権限を持つ立法者の自由である。[con.12]

刑事訴訟法典新七〇六条の二五により設けられた、新七〇六条の一六によって対象とされた犯罪行為が、「威嚇または恐怖によって公安に重大な混乱を与える目的をもつ個人的または集団的計画が関係する」か否かに応じた、行為者間の取扱の差異は、立法者の意図によれば、判決裁判所の公平を害する可能性のある圧力や脅威の影響を除くことを狙いとする。したがって、この取扱の差異は不当な差別から生じたものではない。その上、その構成によって、刑事訴訟法典六九八条の六により創設された重罪院は、独立性および公平性という必要な保障を呈示している。このような裁判所の前で、防御権は保障されている。この条件において、裁判の前の平等原則違反という理由は斥けられなければならない。[con.13]

以上のように、憲法院は、「適用される事実、事情、個人に応じて異なる手続法を定めることは、その差異が不当な差別から生じるものでなく、裁判を受ける者に平等な保障、特に、防御権の法理の遵守について、を確保しさえす

ば」という要件のもとに、「裁判の前の平等原則」が問題となっている憲法三四条の法律事項から導かれる立法者の権限の正当化を試みている。そして、本法律が「威嚇または恐怖によって公安に重大な混乱を与える目的をもつ個人的または集団的計画が関係する場合」の犯罪行為の裁判を公平の観点から陪審員を伴わない重罪院に服しめるということを立法目的としていることについて、その正当性を認め、「裁判の前の平等原則」違反の主張を斥けたのである。

(2) 法律四条の憲法適合性

次に、一九八六年法律四条の規定の憲法適合性が問題となった。前述の一九八二年法律によって改正された刑事訴訟法典七〇二条は、「平時では、国家安全に対する重罪および軽罪は普通法裁判所によって、現行法の定めに従って予審・裁判が行われる。訴追された事件が刑法典七〇条から八、五、条によって定められ処罰される重罪ないし軽罪、または牽連犯を構成する場合、その裁判権限は六九七条および六九八条の六によって定められ、組織される裁判所に帰属する」と規定しており、軍事分野に専門化された裁判官が配属される大審裁判所、そして、もっぱら裁判官のみで構成される重罪院による裁判管轄が定められていた「con.18」。一九八六年四条はこの規定を改正し、「平時は、刑法典七〇条から一〇三、条に規定された重罪ならびに軽罪、および牽連犯は、六九七条および七〇六条の一七から七〇六条の二五までの規定に従って訴追され裁判される」となった。この改正の帰結について、憲法院は以下の通りに要約する。

この新規定の第一の影響は、当時の刑法典八六条から一〇三条により定められ処罰される重罪および軽罪、言い換えれば、国家機関および国の領土の一体性に対する侵犯、陰謀、その他犯罪行為、破壊または略奪により国家を混乱させる目的の重罪、反乱活動への参加による重罪、および刑法典一〇〇条および一〇三条によって定められる犯罪行為は、六九七条および六九八条の六によって定められ、組織される裁判所の裁判に服する。他方で、一九八二年七月二一日法律八二一六二一号から生じている

法状況では、これらの裁判管轄の定めが、国家安全に関する重罪および軽罪の中では、七〇条から八五条までの規定、すなわち、反逆罪・スパイ行為罪・その他国防への侵害行為のみを対象にしている。[con.20]

審査中の法律四条の規定の第二の影響は、刑法典七〇条から一〇三条による犯罪行為全体に対して、刑事訴訟法典七〇六条の一七から七〇六条の二五によって定められた訴追・予審・裁判に関する規範を適用可能にすることである。[con.21]

このように、憲法院は一九八六年法律四条が、第一に刑法典上の国家安全に対する罪のうち、特別裁判手続の適用対象を伝統的な国家安全に対する罪の類型である七〇条から八五条を対象にしていたものから、八六条以降の治安紊乱行為といえる犯罪類型に拡大したこと、その特別裁判手続が強化されたこと、そのうち特に重要なものは、警察留置制度 (*régime de la garde à vue*) の適用 (七〇六条の二三) が、個人的自由の原則と「裁判の前の平等原則」の観点から問題となった。この点について、憲法院は次のように判示する。

上述した通り、事実、事情、個人に応じて異なる刑事手続規範を定めることは、その差異が不当な差別から生じるものでなく、裁判を受ける者に平等な保障が確保されることを要件として、立法者の自由である。[con.23]

普通法の適用除外した構成や手続についての規定は、立法者によれば、テロリズムに特別な特性のなかにその正当化を見出すが、それらの規定が裁判の前の平等原則を侵害することなしに、同じ特性を示さない犯罪や刑事訴訟法典新七〇六条の一六が対象とする犯罪と必ずしも関連しない犯罪行為にまで拡大することはできない。それゆえ、…(中略)…刑事訴訟法典七〇二条を改正する法律四条は憲法に違反する。[con.24]

一九八六年法律一条と同一の基準を用いて四条を審査したが、警察留置制度という個人的自由を侵害する制度が、「威嚇または恐怖によって公安に重大な混乱を与える目的をもつ個人的または集団的計画が関係する」(七〇六条の一

六) というテロリズムの特性を帯びない犯罪行為まで適用すること、いわば、過剰包摂が裁判の前の平等原則の観点から正当化できないことを憲法院が認め、一九八六年法律四条を違憲と判断したのである。QPC導入前のフランスの憲法院判決の論理が他国の憲法裁判のものとはべて緻密さがあるかは疑問であるが、一条の審査ではテロ犯罪について特別な規定を設ける目的自体が肯定されているが、四条の審査の結果、目的と関連しない規定まで包摂することに違憲性を認めており、目的・手段審査的思考が見えなくもないと感じられる。なお、のちに相対的に精緻化された平等原則の審査は、糠塚康江によれば、「差別を含む条項が事情の違いであろうと、一般的利益であろうと、十分な理由によつて正当化され得るかどうかが探求される」第一の段階と、「この取扱の差異が立法者によつて追求される目的と十分に密接な比例の關係を保っているか否かが探求される」第二の段階という二段階から構成される⁶¹⁾。

(三) 「裁判の前の平等原則」の憲法的法源

前記憲法院判決では、「法律四条は憲法に違反する」[contra]という記述にとどまり、判決中にどの憲法規定に反しているかの言及がなく、「裁判の前の平等原則」の法源が全く引用されていない。そこで、この「裁判の前の平等原則」が憲法院判例の中でどのように扱われているか、特に「法の前の平等原則 (principe de l'égalité devant la justice) との關係が問題となる⁶²⁾。

まず、判例の前に平等に関する憲法法源は、一九五八年憲法前文で、「一九四六年憲法前文で確認され補充された一七八九年宣言が定める人権」を言及することで次の条文が關係する。①一七八九年人権宣言については、一条(一般的な平等)、六条(公職へのアクセスの平等)、一三条(公租賦課の平等)である。②一九四六年憲法は、前文第一段落(非差別)、第三段落(女性・男性間の平等)、第一段落・健康の保護における平等である。③一九五八年憲法では一条(共和国の基本原理)、二条四項(共和国の標語、すなわち、自由・平等・博愛)、三条三項(平等選挙⁶³⁾)である。しかし、

憲法院の実務上、すべてが法源として援用されるわけではなく、基本的には人権宣言人権宣言六条・一三条、一九五八年憲法一条・三三条三項に限られている⁽⁶⁴⁾。

「法の前の平等」のリーディング・ケースとされているのは、一九七三年一月二七日の憲法院判決、いわゆる「職権課税判決」(Taxation d'office)である⁽⁶⁵⁾。この判決で憲法院は、一部の納税者に「関係する行政当局の職権課税決定に対する反証を呈示する」ことを禁じた立法規定が「一七八九年の人権宣言に含まれる法の前の平等原則」に違反すると判断し、憲法院判決の中で初めて平等原則の法源として人権宣言を引用したのである。この憲法院判決中に「裁判の前の平等」という表現は登場していない。ただし、この職権課税決定も「裁判の前の平等」のリーディング・ケースと主張する論者もいる。フェルディナン・メラン・スクラマニアンは、この判決について次のように評価する。

この事件では、問題になったことは、間違いなく裁判の前の平等である。なぜなら、審査を受けた措置が目的ではないにしろ、一部の納税者に対し、自らに不利益となる税務行政決定に対する不服申立てを行使する可能性を奪う結果となっている。従って、判決理由中で裁判官に唯一考慮された《法の前の平等原則》を介して、憲法院によって探求されたことは、より正確に言えば裁判の前の平等の尊重であるように思われる⁽⁶⁶⁾。

もつとも、憲法院が明確に「裁判の前の平等原則」に言及し、その法源としての参照規範を特定したのは、一九七五年七月二三日の「単独裁判官判決」⁽⁶⁷⁾である。この事件は、大審裁判所の裁判長が軽罪裁判所の管轄に属する事件の裁判を、三名の裁判官から構成される合議体による裁判所に係属させるか、単独裁判官(juge unique)に係属させるかを自由裁量で決定できる刑事訴訟法典の改正の憲法適合性が争われた(元老院議員六〇名による付託)。憲法院は、

「憲法院に付託された法律第六条が刑事訴訟法典三九八条の一を改正することによって、特に刑事法が関する場合に、一七八九年人権宣言において宣言され、憲法前文によって厳粛に再確認された法の前の平等原則に含まれる裁判の前の平等原則が問題となる」[con.4]、「したがって、この原則の遵守することは類似的の要件に該当し、同一の犯罪によって訴追された市民が、異なる規範に従って構成される裁判権によって裁判されることを妨げる」[con.5]として憲法違反を認めた。このようにして、憲法院は「裁判の前の平等原則」が一七八九年人権宣言を法源とする「法の前の平等」に含まれることを明らかにし、同時に「裁判の前の平等原則」を同じ一七八九年人権宣言とすることを明示したのである。

この法源の明示化について、メラン・スクラマニアンはその意義を二点挙げている。第一に、元老院議員の提訴理由では、司法組織に関する一七九〇八月一六―二四日法律一六条（「法律は何人にも、保護する場合であろうと、罰する場合であろうと、同一でなければならぬ」）に由来する「裁判の前の平等」を、いわゆる「共和国の諸法律によって認められた基本的諸原理（*principes fondamentaux reconnus par les lois de la République*）」の侵害として援用する構成を採用していた。他方で、憲法院は一七八九年人権宣言と直接関連付けることで「裁判の前の平等原則」の存在を肯定したのである。こうすることで、「憲法院は、明らかに平等原則の裁判的統制の第一の法源に相当する人間および市民の諸権利の宣言への愛着を示すのみならず、それどころか、共和国の諸法律によって承認された基本的諸原則が結局は《憲法ブロック》の《周辺の要素》を構成するにすぎないことを示した」⁽⁶⁸⁾のであり、「裁判の前の平等原則」をより明確で核心にある法源としての人権宣言に求めたのであった。⁽⁶⁹⁾

第二の意義は、憲法院が裁判の前の平等原則が法の前の平等原則に「含まれる」と表現した点である。メラン・スクラマニアンによれば、このことは「法の前の平等原則が全く切り離せないものであることを明確に示している。したがって、裁判の前の平等原則およびその指摘もまた、この《根本原則（*principe-mère*）》の他の個別的適用にも当て

はまり、一般的に平等原則の細分化としてみることができない。裁判の前の平等原則は変化形の一つではなく、個別領域、すなわち裁判の領域における単なる表現に過ぎない⁽⁷⁰⁾」というのである。

以上をまとめると、憲法院は単独裁判官判決によって、直接一七八九年人權宣言を参照することで「裁判の前の平等原則」の憲法規範性を認めたが、それはあくまで、一七八九年人權宣言の「法の前の平等」の一表現にすぎないということであり、憲法三四条の法律事項として、「重罪および軽罪の決定、ならびにそれらに適用される刑罰。刑事訴訟手続。大赦、新たな裁判制度の創設および司法官の身分」が問題となる場合には、「法の下での平等」が「裁判の前の平等」として表現されるということになる⁽⁷¹⁾。

四 おわりに

最後に、本稿で検討した内容の整理および若干の補足、そして残された課題について言及したい。まず、第五共和制の下では多種多様な裁判制度が設けられるなかで、二で見てきたような、アルジェリア戦争の処理という特殊・個別的事件を処理するために設けられる（狭義の）例外裁判所が存在した。このような裁判制度の創設は例外状況の理論によって正当化することになる。長谷部恭男は、リュシアン・ニザールの例外状況の理論への批判的な研究について言及し、例外状況の理論について、ニザールが「議会制定法を中核とする法治主義の体系と並行する別箇の法体系——非常事態法の体系の存在を意味すると指摘」し、ニザールにとってそれが「リベラル・デモクラシーを危機にさらすことである」と述べている⁽⁷²⁾。さらに、長谷部は、ニザールがそのような法理を認めるか否かは、個人主義と国家理性（レゾン・デタ）という二項対立的な政治哲学の領域に属しているという指摘に対し、「いずれの立場も、それを穿けば、自由で民主主義的な国家権力は維持し得ない⁽⁷³⁾」とする。例外裁判所としてあらわれる政治司法もまさにそ

のような状況にあったのである。そもそも、政治司法の存在意義は、冒頭に言及したように君主制における主観的なレゾン・データを追求するための手段として登場し、それが民主化過程で「非主観化」されつつも、特別裁判所という形式で、統治の技法の一つとしての意義をもっていた。⁽⁷⁴⁾そのような政治司法も、法治主義や平等原則の観点から、脱政治化が求められ、法への従属という動向を辿るようになったのである。⁽⁷⁵⁾

長谷部のいう「非常事態法の体系」から外れ、普通法の体系に置かれた裁判制度において、なおも、特別な手続を法律上設ける場合には、三で見えてきたように憲法規範として認められた「裁判の前の平等原則」との問題が生じることになる。本稿は「裁判の前の平等原則」に照らして違憲判決を下した一九八六年九月三日判決を扱ったが、他にも議員の付託によって刑事裁判の特別規定が裁判の前の平等原則が違反しないかどうか争われた判決もいくつか存在している。⁽⁷⁶⁾この「裁判の前の平等原則」について言及しておきたいのは、政治司法のもう一つの側面である人的管轄上の特権、とりわけ、閣僚裁判権については、一九九三年憲法改正で共和国法院を導入する背景として、「法の前の平等」や「裁判の前の平等」の観点から高等法院批判が提起されていたのである。⁽⁷⁸⁾あくまで憲法改正をめぐる憲法政策上の議論であるが、結局、普通法を逸脱する裁判制度を設けることは常に「裁判の前の平等原則」の観点から批判を受けることになるのである。現大統領であるエマニユエル・マクロンは、両院合同会議での演説において、執行権の政治責任に言及した文脈で例外裁判所としての共和国法院の廃止を望んでいることを表明した。⁽⁷⁹⁾今後、閣僚裁判権の普通法裁判所の従属と、それに伴う特別裁判手続の制定が実現すれば、本稿で論じた問題が生ずる可能性を否定できないだろう。

今回の検討では、「裁判の前の平等原則」による統制について扱ったが、より具体的に例外裁判所や特別裁判手続と、裁判を受ける権利、公平性や独立性との関係といった議論には立ち入らなかった。フランスが平等原則からのアプローチをとるのに対し、日本の裁判員裁判合憲判決においては、憲法一四条ではなく、憲法三二条の「裁判を受け

る権利」や三七条の「公平な裁判所」の観点からの審査が行われている。このアプローチの違いは憲法条文中の裁判所に関する規定の多寡によるものとも思われるが、これらの論点については今後の課題としたい。

〔付記〕本研究は平成二九年度日本学術振興会科学研究費助成事業（Jp16J05113）の助成を受けたものである。

- （1）樋口陽一『憲法（第三版）』（創文社、二〇一〇年）四〇八頁。
- （2）また最近では、知的財産高等裁判所設置法（平成一六年六月一八日法律第一一九号）により知的財産に関する事件を取り扱う特別の支部として、東京高等裁判所に知的財産高等裁判所が設けられており（同法一条）、また、特許権等に関する訴えの第一審、その控訴が提起された東京高等裁判所においては、当該控訴に係る事件について、裁判所法一八条二項の規定にかかわらず、決定により大合議体（員数五名）で行われる（民事訴訟法二六九条の二、三二〇条の二）。
- （3）最大判平成二三年一月一六日刑集六五巻八号一二八五頁。
- （4）この特別裁判所という概念について、河原峻一郎の指摘について触れておきたい。河原によれば、権利請願以来非常裁判所の禁止が登場したが、それがヴァイマル憲法で、例外裁判所と特殊裁判所に分離したという。そしてその「例外裁判所（die Ausnahmegerichte）」と「特殊裁判所（die Sondergerichte）」の区分する基準は諸学説あるものの、通説として「特殊裁判所はその管轄権が抽象的に定められているものであり、反之例外裁判所は、個々の特定の歴史的事件又はその多数を裁判する目的を以て設置されたものである」という定義を述べている。河原「裁判を受ける権利・特別裁判所及び行政的最終性の問題」ジュリスト七七号（一九五五年）六一―八頁。
- （5）笹田栄司「第76条」芹沢斉・市川正人・阪口正二郎編『新基本法コンメンタール憲法』（日本評論社、二〇一一年）四〇五―四〇六頁。
- （6）中村義孝によれば、フランス憲法史にコンセイユ・デタが登場したのは一七九九年憲法であるが当初は政府の諮問機関としての性格を帯びており（五二条、一八二二年五月二四日の「コンセイユ・デタの再編に関する法律」を受けて行政事件の終審裁判所となった。中村義孝「フランスの裁判制度（一）」立命館法学三三五号（二〇〇一年）一九―二〇頁。
- （7）拙稿「フランス憲法における閣僚裁判権——高等法院制度の展開と特徴」法学政治学論究一〇七号（二〇一五年）一〇一

頁以下。

- (8) より詳細に検討したものととして、拙稿「フランス公法における『政治司法』概念とその変容——統治機構における政治と司法の交錯点」法学政治学論究一〇〇号(二〇一六年)一七一頁以下。
- (9) 現行の高等法院の法的性格も議論の余地があるが、憲法六八条を施行するための二〇一四年一月二四日の組織法律の事前審査である憲法院判決では両院合同会議と同じ「国会の議院 (assemblée parlementaire)」としての地位を認めている。CC, 19 novembre 2014, n° 2014-703 DC.
- (10) もっとも、人的管轄としての政治司法についても、第五共和制憲法制定当時の高等法院や現行の共和国法院が閣僚の刑事責任の性質決定を普通法の定義を受けるようになった点では部分的な法化が認められる。さらに、フランソワ・オランド前大統領は任期中に閣僚裁判権である共和国法院を廃止し、パリ大審裁判所の排他的土地管轄に移行させる憲法改正を試みたように、普通法裁判所において特別手続(但し、憲法規定を含む)による閣僚裁判が実現する可能性があったことは言及しておかなければならない。
- (11) 山口俊夫編『フランス法辞典』(東京大学出版会、二〇〇二年)三一九頁。
- (12) 滝沢正「フランスの特別裁判所」法の支配一三九号(二〇〇五年)二二頁。
- (13) 滝沢・前掲注(12)、二五頁。
- (14) Vanessa Codaccioni, *Justice d'exception - l'État face aux crimes politiques et terroristes*, CNRS EDITIONS, 2015, p. 31.
- (15) 前掲注(4)参照。
- (16) 合団状態とも訳される。近藤昭三「第五共和国における非常大権について」法政研究(九州大学)二九巻一—三号(一九六三年)二二六頁。
- (17) 二〇〇四年二月二〇日のオルドナンスで法律の部が制定され、一七九一年から存在する法規の法典化が試みられた。矢部明宏「フランスの国防法典」外国の立法二四〇(二〇〇九年)一六九頁以下参照。
- (18) なお、現行では軍事裁判に関する一般的な法典として「軍事裁判法典 (Code de justice militaire)」が存在する。
- (19) Francis Hamon et Michel Troper, *Droit Constitutionnel*, 35^e éd., LGDJ, 2014, pp. 543-544.
- (20) 以下のアルジェリア戦争の展開については、ギー・ペルヴィエ(渡邊祥子訳)『アルジェリア戦争—フランスの植民地主義と民族の解放』(白水社、二〇一二年)に依拠している。

- (21) Décision du 27 avril 1961 instituant un Haut Tribunal militaire.
- (22) Décision du 3 mai 1961 instituant un tribunal militaire.
- (23) Codaccioni, *op.cit.*, p. 42.
- (24) 一九六一年一月八日のアルジェリアの民族自決に関する国民投票。Décret n° 60-1299 du 8 décembre 1960, Décision n° 61-4 REF du 14 janvier 1961.
- (25) *JORF* du 20 mars 1962, p. 3018 et s.
- (26) Loi n° 62-421 du 13 avril 1962 concernant les accords à établir et les mesures à prendre au sujet de l'Algérie sur la base des déclarations gouvernementales du 19 mars 1962.
- (27) Ordonnance n° 62-618 du 1 juin 1962 INSTITUANT UNE COUR MILITAIRE DE JUSTICE.
- (28) Codaccioni *op.cit.*, p. 44.
- (29) 例外状況／非常事態の理論について言及する邦語文献としては、近藤昭三「『紹介』リュシアン・ニザール著 例外状況の行政判例と合法律性（一九六二年）」法政研究（九州大学）三〇巻二号（一九六三年）六三頁、長谷部恭男「非常事態の法理に関する覚書」同『憲法の論理』（有斐閣、二〇一七年）一五二頁以下（初出、宇賀克也・交告尚史編『現代行政法の構造と展開—小早川光郎先生古稀記念—』（有斐閣、二〇一六年））等がある。さらにフランス行政法学書の翻訳書として、ジャン・リヴェロ（兼子仁＝磯辺力＝小早川光郎編訳）『フランス行政法』（東京大学出版会、一九八二年）九一頁以下にも言及がある。近藤（一九六三年）および兼子他の訳は「例外状況」であるのに対し、長谷部は「非常事態」の訳をあてている。
- (30) リヴェロ・前掲注（29）、九二頁。
- (31) 近藤・前掲注（29）、六三頁。
- (32) Codaccioni, *op.cit.*, pp. 43-44.
- (33) Lucien Nizard, *La jurisprudence administrative des circonstances exceptionnelles et la légalité*, LGDJ, 1962, p. 2.
- (34) *Ibid.*, p. 93.
- (35) *Ibid.*, p. 94. ニザールは例外状況の理論の学説状況の詳細な分析を試みており、伝統的な例外状況の概念も諸説により修正されることになるが、本稿では割愛する。その一例を挙げると、オーリウが緊急性（urgence）概念によってこの理論を限定する立場を示している。*Ibid.*, p. 107.

- (36) *Ibid.*, p. 20 et s.
- (37) 第一次世界大戦中にマルヴィ内務大臣が厭戦論を助長し、敵国の有利に働く情報提供行為等を行ったことが問題となり高等法院に訴追された事件。反逆罪で起訴されたが、判決では瀆職罪として、さらに、法定刑ではない五年の国外追放刑を宣告した点で罪刑法定主義に反するものである。
- (38) 拙稿・前掲注(7)、『一二七頁。
- (39) Olivier Beaud, « Le double écueil de la criminalisation de la respassabilité et de la justice politique » *R.D.P.*, n° 2, 1999, pp. 426-427.
- (40) CE n° 58502 Assemblée, 19 octobre 1962.
- (41) Codaccioni, *op.cit.*, pp. 43-44.
- (42) Loi n° 63-22 du 15 janvier 1963 modifiant et complétant le code de procédure pénale en vue de la répression des crimes et délits contre la sûreté de l'Etat.
- (43) Loi n° 63-23 du 15 janvier 1963 fixant la composition, les règles de fonctionnement et la procédure de la Cour de sûreté de l'Etat instituée par l'article 698 du code de procédure pénale.
- (44) 国家安全法院を詳細に紹介した論稿として、上村貞美「フランスの国家公安法院 (Cour de sûreté de l'Etat) に ついて」香川大学教育学部研究報告第一部五六号(一九八二年)一頁以下。
- (45) 上村・前掲注(44)、『九頁。Cf. Codaccioni, *op.cit.*, p. 215.
- (46) 通常の裁判の場合は、予審が起訴手続決定 (arrêt de mise en accusation) を行い、判決部に送致される。
- (47) Codaccioni, *op.cit.*, p. 49.
- (48) Intervention de Jean Foyer au Parlement le 3 janvier 1963 (*JORF*, 4 janvier 1963) cité par Codaccioni, *op.cit.*, p. 52.
- (49) Codaccioni, *op.cit.*, p. 53.
- (50) 二〇〇八年憲法改正前の規定では「両院の間で不一致の結果、法案が一方の議院の第二読会後に採択されない場合、または、政府が緊急性を宣言した場合、各議院の読会の後に、首相は、審議中の規定について一つの法律案を提出する任務をもつ両院合同委員会の召集を促すことができる」となっていた。
- (51) Codaccioni, *op.cit.*, p. 57.

- (52) *Ibid.*
- (53) CC, 16 juillet 1971, n° 71-44 DC.
- (54) 山元一「憲法院の人権保障機関へのメタモルフォーゼ」フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例』（信山社、二〇一二年）一四一頁以下。
- (55) Codaccioni, *op.cit.*, p. 254.
- (56) Loi n° 82-621 du 21 juillet 1982 RELATIVE A L'INSTRUCTION ET AU JUGEMENT DES INFRACTIONS EN MATIERE MILITAIRE ET DE SURETE DE L'ETAT.
- (57) 現行法では、有事の場合のみならず、戒厳および緊急事態における軍事裁判所についての定めが置かれている（刑事訴訟法典七〇〇条）。
- (58) 一九八六年法律およびその憲法院判決に言及した邦語文献として、新井誠「フランスにおけるテロ対策法制」大沢秀介・小山剛編『市民生活の自由と安全』（成文堂、二〇〇六年）一二八—一二九頁、一三九—一四〇頁。
- (59) Loi n° 86-1020 du 9 septembre 1986 relative à la lutte contre le terrorisme.
- (60) CC, 3 septembre 1986, n° 86-213 DC.
- (61) 糠塚康江「人権総論（基本的人権・平等）——解説」前掲注（54）『フランスの憲法判例』六五頁。
- (62) 国外法的には、「裁判の前の平等」は市民的及び政治的権利に関する国際規約一四条一項一文で保障されている。
- (63) Cf. Ferdinand Mélin-Soucramanian, « Le principe d'égalité dans la jurisprudence du Conseil constitutionnel. Quelles perspectives pour la question prioritaire de constitutionnalité? », in *Cahiers du Conseil constitutionnel* n° 29, 2010; <http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/francais/nouveaux-cahiers-du-conseil/cahier-n-29/le-principe-d-eegalite-dans-la-jurisprudence-du-conseil-constitutionnel-quelles-perspectives-pour-la-question-prioritaire-de-constitutionnalite.52731.html>
- (64) *Ibid.*
- (65) CC, 27 décembre 1973, n° 73-51 DC. の判決の評釈として多田一路「平等原則と違憲審査——職権課税判決」前掲注（54）『フランスの憲法判例』一〇五—一〇九頁。
- (66) Mélin-Soucramanian, *Le principe d'égalité dans la jurisprudence du Conseil constitutionnel*, Economica, 1999, p. 94.

- (67) CC, 23 juillet 1975, n° 75-56 DC.
- (68) Mélin-Soucranien, *supra note* 66, p. 95.
- (69) 共和国の法律によって認められた基本的諸原理の具体的内容は憲法院がどの法律を憲法規範として格上げするかに依存する。そのためア・プリオリに内容が決まるものではない。辻村みよ子・糠塚康江『フランス憲法入門』（三省堂、二〇一二年）一六〇—一六二頁。その意味でも、共和国の諸法律によって認められた基本的諸原理は憲法ブロックの中でも外縁部分にあると思われる。
- (70) Mélin-Soucranien, *supra note* 66, p. 95.
- (71) なお、憲法院はそれ以降の判決で時折、参照関係の明示を怠っているという。 *Ibid.*
- (72) 長谷部・前掲注（29）、一六四—一六五頁。
- (73) 長谷部・前掲注（29）、一六五頁。
- (74) Florence Bussy et Yves Poirmeur, *La justice politique en mutation*, LGDJ, 2010, pp. 26-39.
- (75) *Ibid.*, pp. 41-46.
- (76) Michel-Henry Fabre, « Justice politique libérale et justice politique marxiste », in *La Justice*, 7^e session du Centre de Sciences politiques de Nice, Justice, 1960, pp. 155-161.
- (77) 例えば、CC, 29 août 2002, n° 2002-461 DC.
- (78) 例えば、Michel Degoffe, « Pour la Cour de justice de la République », *R.D.P.* 1999, n° 2, p. 417.
- (79) *Discours du Président de la République devant le Parlement réuni en congrès* ; <http://www.elysee.fr/declarations/article/discours-du-president-de-la-republique-devant-le-parlement-reuni-en-congres/>

橋爪 英輔（はしづめ えいすけ）

所属・現職

慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

横浜美術大学非常勤講師

日本学術振興会特別研究員（DC2）

慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

最終学歴

日本公法学会、全国憲法研究会、憲法理論研究会、国際人権法学会

専攻領域

憲法

主要著作

『フランス憲法における閣僚裁判権——高等法院制度の展開と特徴』『法学政治学論究』第一〇七号（二〇一五年）

『フランス公法における「政治司法」概念とその変容——統治機構における政治と司法の交錯点』『法学政治学論究』第一一〇号（二〇一六年）